

保 発 0331 第 4 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令の施行について

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 50 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、同日に施行されたところであるが、改正内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内保険者へ周知徹底を図られたい。

記

第 1 改正内容

- 1 組合普通調整補助金の額の算定に用いる組合調整対象収入額の算定に係る係数について所要の改正を行うこと。（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号。以下「事務費省令」という。第 14 条関係）
- 2 一部負担金の割合を減じる措置等を講じている市町村又は国保組合の医療給付費に対する国庫負担に関し、国の予算措置により一部負担金の割合が 1 割に据え置かれることとされている平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した者の医療給付費に乗ずる調整率について、従前どおり特例を設けること。（改正省令による改正後の事務費省令附則第 2 条及び第 2 条の 2 関係）
- 3 国民健康保険組合に係る事務費負担金の額の算定に要する額について所要の改正を行うこと。（事務費省令別表第 1 及び第 1 の 2 関係）

第 2 施行期日

公布日（平成 29 年 3 月 31 日。平成 28 年度分の補助金等から適用する。）